

重要事項説明書（訪問リハビリテーション）

ご利用者様に対する訪問リハビリテーションの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者がご利用者様に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称：訪問リハビリテーション白い石
主たる事務所の所在地：佐賀県杵島郡白石町福吉 1808
法人名称：医療法人 透現
代表者：施設長 太田 善郎
電話番号：0952-84-7000
営業日：月曜日～金曜日
(ただし、12/31 ～ 1/3を除く)

営業（訪問）時間：8時30分～17時30分（月～金曜日、1時間休憩含む）

2. 提供するサービス

※介護支援専門員作成（別紙）の居宅サービス利用票に従って提供します。

- ① 健康チェック（体温・血圧・脈の測定）
- ② 個々の身体状況に応じた在宅リハビリテーション
- ③ ご家族様への介護方法アドバイス
- ④ 住宅改修や福祉用具等の相談

- ・本サービスの提供にあたっては、ご利用者様の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- ・サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし分からないことがあったら、いつでも担当職員に遠慮なく質問してください。
- ・サービスの提供に用いる設備、器具等については、安全、衛生に常に注意します。

3. 担当の職員

職員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも提示をお求めください。

当事業者は、担当の訪問リハビリテーション職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の訪問リハビリテーション職員を変更することがあります。その場合には、事前にご利用者様の了解を得ます。

4. ご利用料

項目	1割	2割	3割
訪問リハビリテーション費	308 円/単位	616 円/単位	924 円/単位
訪問リハビリテーション提供体制加算 1	6 円/回	12 円/回	18 円/回
短期集中リハビリテーション実施加算	200 円/日	400 円/日	600 円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240 円/日	480 円/日	720 円/日
訪問リハビリテーションマネジメント加算(イ)	180 円/月	360 円/月	540 円/月
訪問リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	213 円/月	426 円/月	639 円/月
医師が利用者又はその家族に説明した場合	270 円/月	540 円/月	810 円/月

※標準として、1 訪問につき 2 単位(40 分)実施しますので、2 単位分の料金となります。

項目	1割	2割	3割
介護予防訪問リハビリテーション費	298 円/単位	596 円/単位	894 円/単位
介護予防訪問リハビリテーション提供体制加算 1	6 円/回	12 円/回	18 円/回
介護予防訪問短期集中リハビリテーション実施加算	200 円/日	400 円/日	600 円/日
介護予防認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240 円/日	540 円/日	810 円/日

※標準として、1 訪問につき 2 単位(40 分)実施しますので、2 単位分の料金となります。

項目	1割	2割	3割
(介護予防)訪問リハ計画診療未実施減算	-50 円/回	-100 円/回	-150 円/回

その他の費用

診療情報提供書料	発行医療機関が定める料金
主治医の診察料	初、再診料および諸検査料
介護保険の支給限度額を超えた額	要支援、要介護の各区分における支給限度基準額を超えるご利用をされた数に 10 円を乗じた金額
訪問リハ提供時に購入した物品	全額実費請求
交通費	必要ありません

- ① 訪問リハビリテーション等を提供した場合の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。詳細は担当の介護支援専門員へお尋ねください。
- ② 介護保険の適用を受けない部分については、その全額をお支払いいただきます。
- ③ 当事業者は、ご利用者様に対し、サービスの提供回数および内訳を記載した利用料を翌月 10 日前後に請求いたします。
- ④ 毎月のご利用料は、翌月 20 日までにお支払ください。
お支払頂きますと領収書を発行いたします。
お支払方法は、現金、金融機関口座引き落としの 2 方法があります。

5. 保険給付の請求のための証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合は、いつでも交付しますのでお申し出ください。

6. 苦情申立窓口

訪問リハビリテーション白い石

ご利用日時 月曜日～金曜日 8時30分～17時30分

ご利用方法 電話 0952-84-7000 FAX 0952-71-5070

担当者：福田 俊介

佐賀県健康福祉本部長寿社会課サービス指導担当係

ご利用時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

ご利用方法 電話 0952-25-7054

杵藤地区広域市町村圏組合 介護保険事務所

ご利用時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

ご利用方法 電話 0954-69-8222

佐賀県国民健康保険団体連合会

ご利用時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

ご利用方法 電話 0952-26-1477

7. 緊急時の対応方法

ご利用者様の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先に連絡いたします。

ご利用者様の主治医

氏名：

所属医療機関の名称：

電話番号（ ）

所在地：〒

緊急連絡先：

氏名： 続柄（ ）

住所：〒

連絡先：携帯番号（ ） 固定電話番号（ ）

8・秘密保持について

- (1) 当事業所及び当事業所の従業者又は従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当事業所では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

9・事故について

- (1) 当事業所のサービスを利用中に事故が発生した場合は、速やかに都道府県・保険者及び関係各機関ならびに利用者のご家族又は代理人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- (3) 当事業所のサービスを利用中の事故の内、損害を賠償すべき事故である場合には、速やかに損害の賠償をいたします。（当事業所は全老健共済会の損害賠償保険に加入しております。）
- (4) 利用者の過失による事故が発生した場合は、利用者及び代理人に責任を持って対応していただきます。また、当事業所が損害を被った場合は、当事業所は利用者又は代理人に対してその損害の賠償を請求いたします。

10. その他

- ① 訪問リハビリテーション職員はご契約者以外の方へのリハビリテーションサービスを直接提供することはできません。ただし、ご家族様や主介護者へのリハビリテーションに関するアドバイスや介護方法等の助言は必要に応じて対応させていただきます。
- ② 天災や道路交通状況等によっては訪問時間に多少の遅れが生じる場合もありますがご了承ください。
- ③ 訪問リハビリテーション職員が研修会に出席の場合および、病欠や忌引き等により欠勤となった場合には、ご利用者様と代替日についてご相談させていただきます。
- ④ 訪問日や訪問時間等の調整のため、ご利用日に変更のお願いを申し出ることがありますがその場合は必ずご相談させていただきます。
- ⑤ 訪問リハビリテーション職員が他者に感染の危険を及ぼすような感染症に罹患した場合や訪問移動中の事故等により訪問できなくなった場合にはリスク対策マニュアルに沿って速やかにしかるべき対応を取らせて頂きます。

11. 本説明書の相互確認

本書の内容については、巻末の署名欄にてご利用者様及びご利用者様のご家族様と当事業所において双方了解した事を確認します。

12. 第三者評価の実施状況

第三者評価は、当事業所は実施しておりません。

利用者様からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所名：訪問リハビリテーション白い石

申請するサービス種類：訪問リハビリテーション

措 置 の 概 要

当委員会内で、対処出来ないケースについては、国民健康保険団体連合会へ報告し指導・助言を得る。

1 利用者からの相談又は苦情等に対する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

（1）相談・苦情に対応する常設の窓口 （直接または電話でも受付可）

担当者 福田 俊介 （担当者不在時は、施設受付で対応）

電話番号 0952-84-7000

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

①苦情処理台帳に記載する

②苦情についての事実確認を行う

③苦情処理方法を記載し、施設長決済を受ける

④苦情処理について関係者との連携を行う

⑤苦情処理の改善について関係者との連携を行う

⑥苦情処理は1日以内に行われることを原則とする

⑦苦情処理についての成果等を台帳に記載する

3 その他参考事項

当委員会内で対処出来ないケースについては、国民健康保険団体連合会・杵藤市町村圏組合介護保険事業所・佐賀県長寿社会課へ報告し指導・助言を得る。

医療法人 透現

指定(介護予防)訪問リハビリテーション白い石

利用契約書

_____（以下「利用者」という。）と訪問リハビリテーション白い石施設長 太田 善郎（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービスの利用について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自

立した日常生活を営むことができるように訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを提供し、一方、利用者及び家族・身元引受人又は代理人（以下「家族等」という。）は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、目的とします。

（契約期間）

第2条 この契約書の契約期間は、____年____月____日からとします。
利用者より更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとします。

（身元引受人・保証人）

第3条

- 1 利用者は、次の次号を満たす身元引受人・保証人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。
 - ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ）であること
 - ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人及び保証人は、利用者が本約款上事業者に対して負担する一切の責務を限度額5万円の範囲内で、利用者と連携して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人及び保証人は、前項の責任のほか、次の次号の責任を負います。
利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- 4 身元引受人及び保証人が第1項号の要件を満たさない場合、又は事業者、当事業所の職員に対して窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、事業者は、利用者及び身元引受人・保証人に対し、相当期間内にその身元引受人・保証人に代わる新たな身元引受人・保証人を立てることを求めることができます。但し、第1項但し書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人・保証人の請求があったときは、事業者は身元引受人・保証人に対し、当事業所に対する利用料未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれからの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（運営規程の概要）

第4条 事業者の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、サービス内容等）、従業員の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

（訪問リハビリテーション計画・介護予防訪問リハビリテーション計画の作成・変更）

第5条

- 1 事業者は、利用者の心身の状態、その置かれている環境及び希望を踏まえて、訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画を作成します。
- 2 訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画は、居宅介護サービス計画（介護予防にあつては介護予防サービス・支援計画）が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
- 3 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する目的に従い、訪問リ

ハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行います。

- ① 利用者の、心身の状況、その置かれている環境の変化により、当該訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画を変更する必要がある場合
 - ② 利用者が、訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を希望する場合
- 4 前項の変更に際して、居宅介護サービス計画（介護予防にあつては介護予防サービス・支援計画）の変更が必要となる場合は、速やかに利用者の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

（訪問リハビリテーション計画・介護予防訪問リハビリテーションの内容及びその提供）

第6条

- 1 事業者は前条により作成された訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者に対し在宅サービスを提供します。各種サービスの内容は別紙重要事項説明書に記載されたとおりです。
- 2 事業者は、利用者に対して訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを提供するごとに、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、利用者が依頼する居宅介護支援事業者に報告いたします。

（利用者からの契約の解除）

第7条 利用者は、事業者に対し利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画に係らず、本契約に基づく訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション利用を解除することができます。なお、この場合、利用者は速やかに事業者及び利用者の居宅介護サービス計画作成者に連絡するものとします。

（事業者からの契約解除）

第8条 事業者は、利用者に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、事業者での適切な訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供範囲を超えると判断された場合
- ③ 利用者及び家族等が本契約に定める利用料金を2カ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
- ④ 利用者又は家族等が、事業者又は事業者の職員等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は社会的行為を行った場合
- ⑤ 天災、災害その他やむを得ない理由により、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを提供することができない場合

（利用料金）

第9条

- 1 利用者及び家族等は、連帯して、事業所に対し、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの対価として、重要事項説明書の利用料金をもとに計算さ

れた月ごとの合計金額及び利用者が個別に利用した加算サービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 事業者は、利用者及び家族等が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月中旬に送付し、利用者及び家族等は、連帯して、事業者に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。原則として口座引落にてお支払いいただきます。
- 3 事業者は、利用者又は家族等から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

(記録)

第10条

- 1 事業者は、利用者の訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。
- 2 事業者は、利用者が記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、利用者家族、その他の者（利用者の代理人・身元引受人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(秘密の保持)

第11条 事業者とその職員は、業務上知り得た利用者又は家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、事業者は、利用者及び家族等から、予め同意を得た上で行うこととします。

- ① 保険サービス利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- ③ 前項に掲げる事項は、利用終了後及び職員退職後も同様の取扱とします。

(緊急時事故発生時の対応)

第12条 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション利用中に利用者の心身の状態が急変した場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求めます。

(賠償責任)

第13条 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供に伴って事業者の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業者は利用者に対して、損害を賠償するものとします。ただし、事業者に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

利用者の責に帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、利用者及び家族は連帯して事業者に対して、その損害を賠償するものとします。

(契約の終了)

第14条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- ① 利用者が、自立と認定されたとき。
- ② 利用者が、契約を解除したとき。
- ③ 事業者が、契約を解除したとき。
- ④ 利用者が、死亡したとき。

(要望又は苦情等の申出)

第15条 事業者は利用者及び家族等から、事業者が提供する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションに対しての要望又は苦情等について申し出があった場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。又利用者及び家族等は、要望又は苦情等がある場合、市町村介護保険担当課、国民健康保険団体連合会等の窓口に申し出ることができます。事業者は、利用者及びその家族等が苦情申立等を行ったことを理由として何ら不利益な扱いをすることはありません。

(利用者代理人)

第16条 利用者は、代理人を選任してこの契約を締結することができ、又、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(虐待防止に関する事項)

第17条

- 1 虐待防止のための委員会を設置し、定期的開催する。
- 2 従業者に対する研修を年1回以上実施する。
- 3 虐待防止責任者を管理者とする。

(業務継続計画)

第18条 感染症および災害に係る業務継続計画（BCP）を策定し、定期的に見直しおよび訓練を実施する。

(利用契約書に定めのない事項)

第19条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又はその家族と事業者が誠意をもって協議して定めることとします。

この契約の成立を証するため本契約書2通を作成し、利用者及び事業者は記名押印の上、各1通を保有することとします。